

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、民間の人材認定等事業の国への登録制度が盛り込まれ、環境教育にかかわる人材育成等の促進及び活性化が期待されているが、当制度は一般の活動リーダー等、いわば、人材育成の裾野を拡大していくための効果が期待されるものの、人材育成にかかる指導者層や活動の企画立案・調整等高度な技能を有する人材の育成には、資金や分野の偏り等の課題もあり、これをNPO等の民間団体のみに委ねることは必ずしも好結果をもたらさないと考えられる。

このため、大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一体的なかつ総合的な環境体験活動の指導者等の育成方策を検討し、その結果をもとに具体的な指導者等の人材育成施策を展開し、環境教育・環境学習の一層の推進に資する。

2. 事業計画

指導者等高度な環境体験活動促進にかかる人材の育成を、大学等の教育機関やNPO等の団体において、具体的に実施するために必要なシラバスやテキストの整備を行う。

また、単なる座学のみならず、インターンシップが重要であるため、インターンシップを受け入れることが可能な団体の発掘等を行う。

その後、試験的に指導者等人材の育成のための研修を実施する。

3. 施策の効果

大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一体的なかつ総合的な環境体験活動の指導者等の人材育成について、シラバスやテキストの作成やインターンシップの受け入れ可能な団体の調査を支援することにより、人材育成方策を具体的に民間に示し、民間による環境体験学習指導者等の人材育成の促進及び活性化が期待される。

環境体験学習人材育成支援事業

民間団体のみでは
養成が難しい人材

・リーダーの育成
・活動の企画立案、
調整等を行う人材

体験活動リーダー
普及啓発を担う人材
一般向けに知識を教える人材 etc.

民間団体による養成
(登録制度)

環境体験学習に係る指導者等

民間団体のみでは養成が難しい人材（リーダー育成の指導者や活動の企画立案・調整を行う人材）を育成する方策について、大学等教育機関や民間団体等と連携協力しながら展開することが必要。

**環境体験学習上級指導者等
育成方策検討調査**

環境体験学習の人材育成の支援

シラバスやテキストの作成

インターンシップ受入可能な団体の調査

**環境体験学習の人材育成のための
研修の実施**

・大学等の教育機関やNPO等の民間団体において実施。